

西宮市立留守家庭児童育成センターの指定管理者の指定について

西宮市では、西宮市立留守家庭児童育成センターについて、次のとおり指定管理者を指定しました。

1 対象施設

西宮市立高木留守家庭児童育成センター（西宮市高木西町25番27号）

西宮市立高須西留守家庭児童育成センター（西宮市高須町2丁目1番52号）

西宮市立高木北留守家庭児童育成センター（西宮市薬師町7番5号）

2 指定管理者として指定した団体

団体名 株式会社セリオ

代表者 代表取締役 若瀨 久

所在地 大阪市北区堂島一丁目5番17号

3 指定管理者に行わせる業務

- (1) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後健全育成事業を行うこと
- (2) 西宮市立留守家庭児童育成センター条例（以下「条例」という。）第6条に規定する留守家庭児童育成センターの利用の許可及び不許可に関する事務を行うこと
- (3) 条例第7条に規定する留守家庭児童育成センターの利用の許可の取消し等に関する事務を行うこと
- (4) 留守家庭児童育成センターの施設及び設備の維持管理を行うこと
- (5) その他留守家庭児童育成センター設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

4 指定期間

令和2年4月1日から令和8年3月31日まで

西宮市立高木北子育て支援施設の指定管理者の指定について

西宮市では、西宮市立高木北地域子育て支援施設について、次のとおり指定管理者を指定しました。

1. 対象施設

西宮市立高木北地域子育て支援施設
(西宮市薬師町7番5号)

2. 指定管理者として指定した団体

団体名 株式会社セリオ
代表者 若瀨 久
所在地 大阪市北区堂島一丁目5番17号

3. 指定管理者に行わせる業務

- (1) 子育てひろば事業に関する業務
- (2) 地域子育て支援施設の安全管理に関する業務
- (3) 地域子育て支援施設の施設及び設備の維持管理業務
- (4) モニタリングに関する業務
- (5) その他地域子育て支援施設設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

4. 指定期間

令和2年4月1日から令和8年3月31日まで